

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 平成30年 5月11日	
和歌山県知事 殿 提出者 住 所 和歌山県新宮市蜂伏18番7号 氏 名 新宮市立医療センター 開設者新宮市長 田岡 実千年 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0735-31-3333	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	新宮市立医療センター
事業場の所在地	和歌山県新宮市蜂伏18番7号
計画期間	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	304床 (うち一般300床、感染症4床)
③従業員数	303人、
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 → 分別 → 容器収納 → 院内移動 → 保管 → 委託処理

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理責任者 院長
 事務担当 事務長
 庶務課長
 施設用度係長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	106.99 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 分別の徹底 ・ 医療従事者の意識向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	106.99 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 最適な分別方法を模索 ・ 医療従事者の意識向上		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 保管場所は施設内にある廃棄物置場の感染性廃棄物保管庫室とし、他の廃棄物と区別して保管。保管庫の扉は必ず施錠。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状維持の取組を継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成 29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	106.99 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	106.99 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・単年度契約を交わし、適正な許可業者に委託。 ・許可業者よりマニフェストの交付の提出。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	106.99 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	106.99 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持の取組を継続。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画

平成30年6月

新宮市立医療センター

1. 会社の概要

(1) 名 称 新宮市立医療センター

(2) 従業員数 303名

(3) ベッド数 304床

(4) 事業概要

○診療科目 19科

内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、腎臓内科、放射線科、呼吸器外科・心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、形成外科、リハビリテーション科、皮膚科、歯科口腔外科、神経内科、循環器内科

○病棟

3階病棟、4階東病棟、4階西病棟、5階東病棟、5階西病棟、6階病棟

○1日平均外来患者数 566.1名(平成25年度)

1日平均入院患者数 248.0名(平成25年度)

(5) 事業展望

地域連携を強化し、患者サービスをはかる。

(6) 特別管理産業廃棄物処理のフローチャート 別紙 図1

(7) 特別管理産業廃棄物の保管場所 別紙 図2

(8) 連絡先

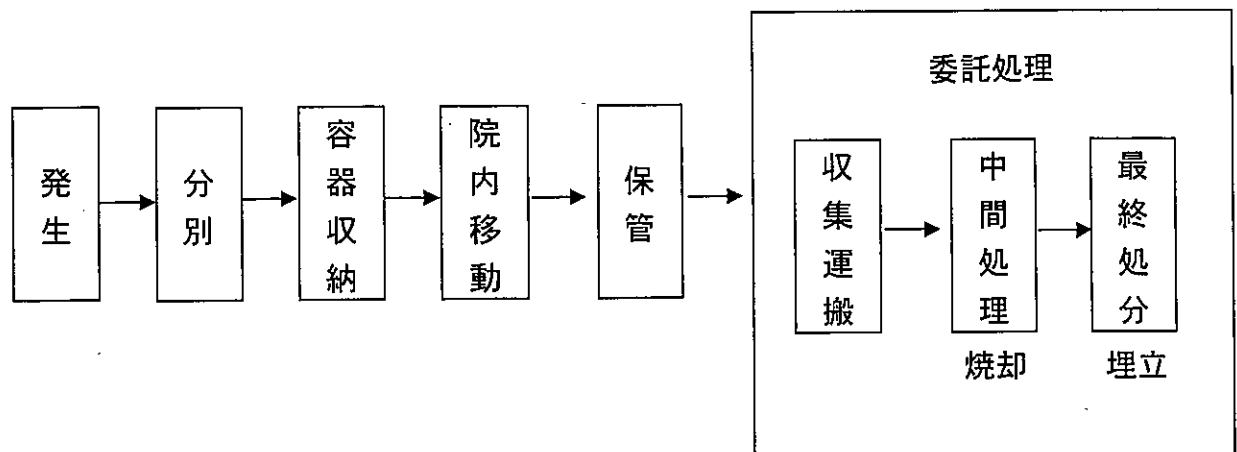
担当者：新宮市立医療センター 庶務課施設用度係 伊藤 英洋

電話番号：0735-31-3333

2. 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

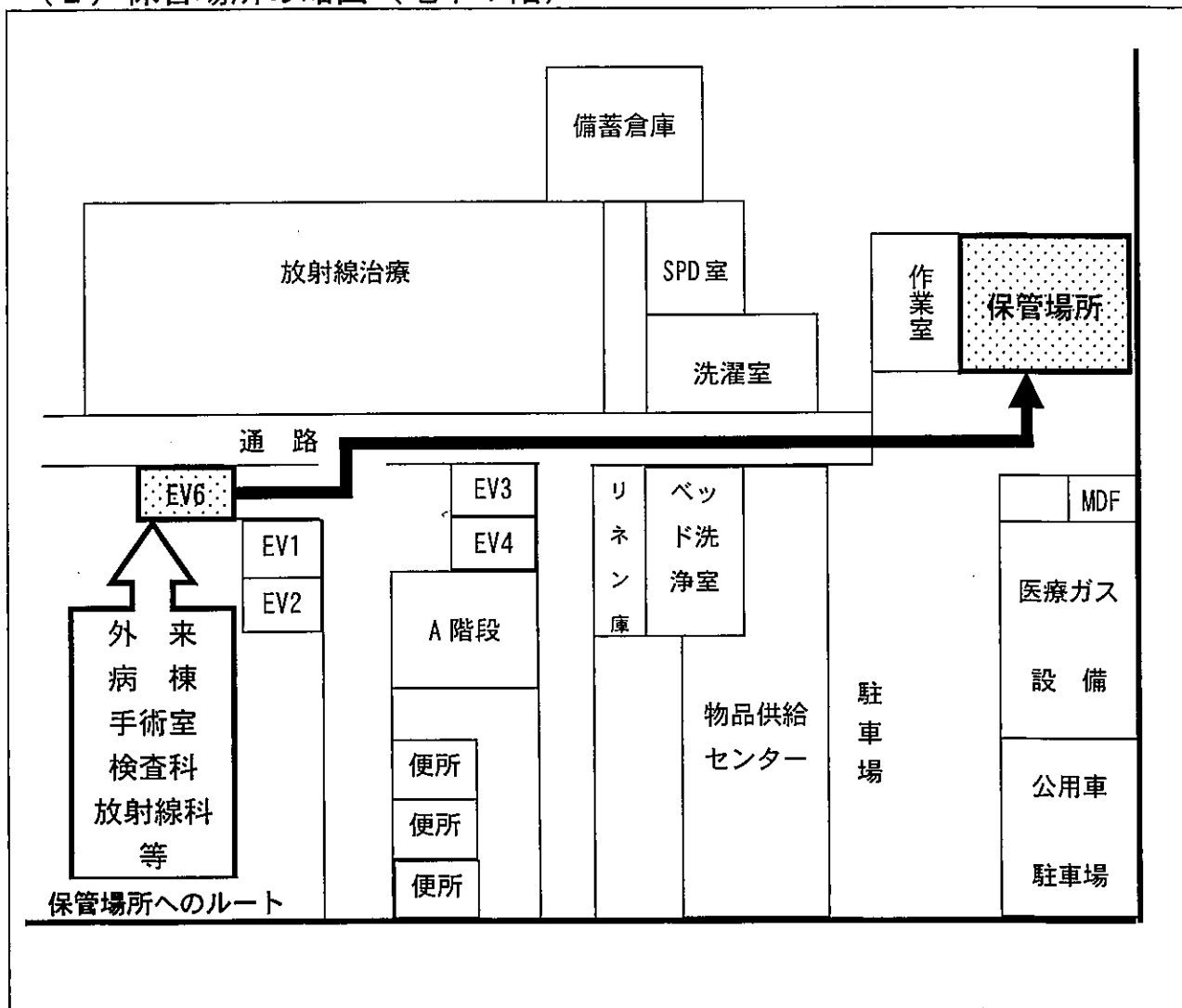
図1 特別管理産業廃棄物処理のフローチャート



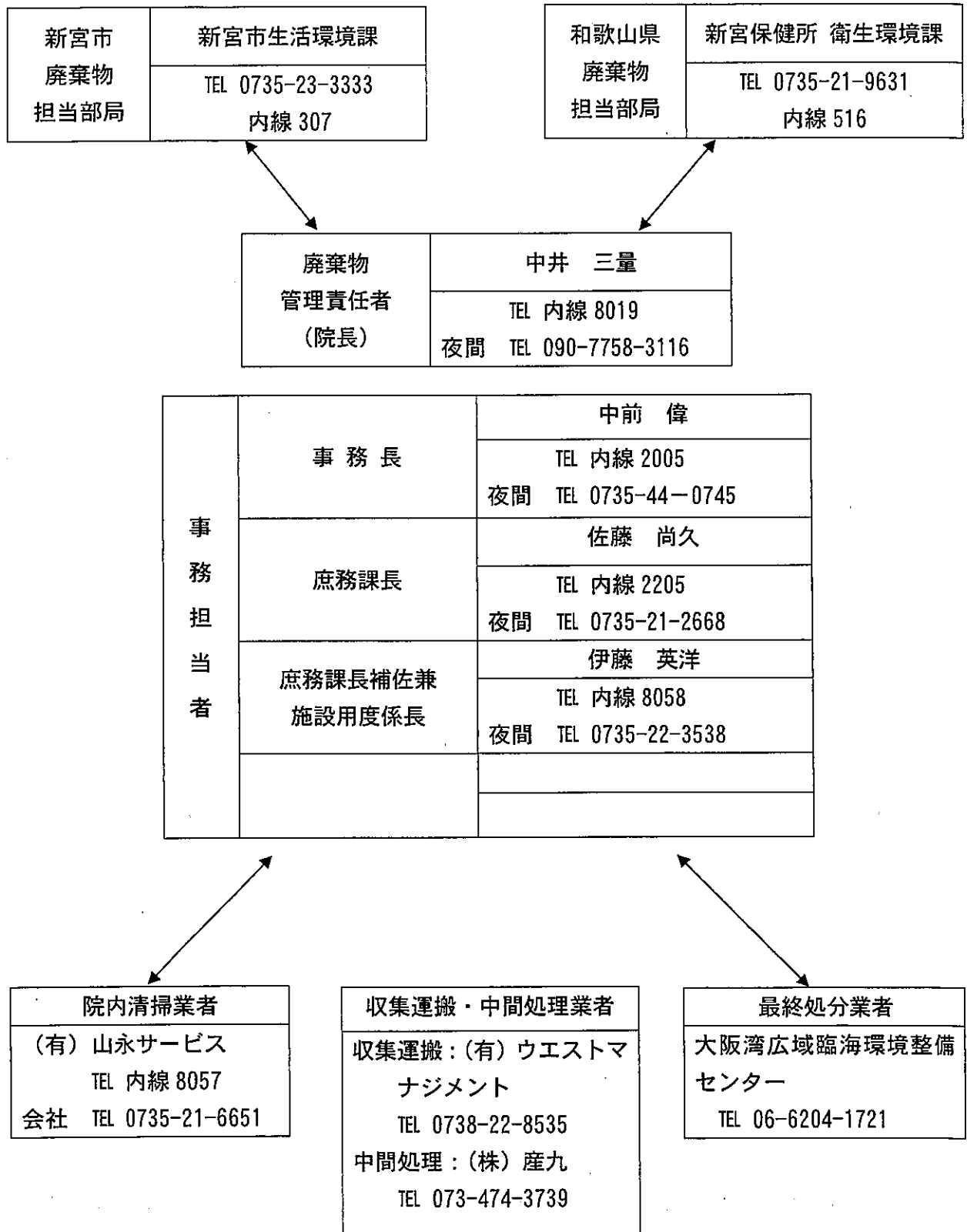
(1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

	密閉容器		ダンボール箱
材質	プラスチック		ダンボール
寸法	50 リットル	20 リットル	60 リットル
色	白	白	白

(2) 保管場所の略図 (地下1階)



(3) 緊急時の連絡体制に関する事項



3. 特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制

責任者及び管理組織図

廃棄物管理責任者	院長	中井 三量
事務担当者	事務長	中前 偉
	庶務課長	佐藤 尚久
	施設用度係長	伊藤 英洋

4. 特別管理廃棄物処理の概要及び分別に関する事項

管 理 項 目		処 理 の 概 要		
発生状況	発生場所	廃 棄 物 の 種 類 (1日あたり)		
	外 来	注射器 (70 本)、ガーゼ (200 枚)、包帯 (25 本)、輸血器具 (3 セット)、透析器具 (31 セット)		
	病 棟	注射器 (350 本)、ガーゼ (1,500 枚)、包帯 (100 本)、輸血器具 (15 セット)、透析器具 (3 セット)、組織 (1.5kg)		
	手術室	注射器 (70 本)、ガーゼ (1,000 枚)、包帯 (15 本)、輸血器具 (5 セット)、組織 (2.5kg)		
	検査科	注射器 (50 本)、ガーゼ (10 枚)、ガラス器具 (1.0kg)、血液 (3ℓ)、培地 (1.0kg)		
	放射線科	注射器 (30 本)、ガーゼ (50 枚)		
	計	注射器 (570 本)、ガーゼ (2,760 枚)、包帯 (140 本)、ガラス器具 (1.0kg)、輸血器具 (23 セット)、透析器具 (34 セット)、血液 (3 ℓ)、組織 (4.0kg)、培地 (1.0kg)		
分 別		液状又は泥状物 (血液、組織、器官等) 固形状物 (血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物 (注射針、メス、ガラス片等)		
梱 包		プラスチック容器 (液状又は泥状物) 二重ビニール袋入りダンボール箱 (固形状物) プラスチック容器 (鋭利な物)		
表 示		液状又は泥状物 (バイオハザードマーク：赤) 固形状物 (バイオハザードマーク：橙) 鋭利な物 (バイオハザードマーク：黄)		
委託 処理 等	院内の清掃	業者名	(有) 山永サービス	
	収集・運搬	業者名	有限会社 ウェイストマネジメント 代表取締役 池内 清	許可番号 排出地 和歌山県第 3065035836 号
	中間処理	業者名	株式会社 産九 代表取締役 山本 敦弘	許可番号 (7270114588) 中間処理方法 (焼却) 設置場所 (和歌山市湊字青岸坪 1352)
	最終処分	業者名	大阪湾広域臨海環境整備センター	許可番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則 第 10 条の 3 第 6 項による産業廃棄物業の許可を要しないもの に該当する 処理方法 埋立

5. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制、再生利用に関する事項

(1) 排出の抑制に関する事項

廃棄物については、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別している。

感染性廃棄物は、運搬・処理を委託している。非感染性廃棄物の紙おむつについては、一般ゴミとしてクリーンセンターへ病院職員により排出している。

(2) 廃棄物の再生利用に関する事項

感染性廃棄物については、再利用を考えた分別収集は行っていないが、今後は考える必要があると思われる。

感染性廃棄物処理計画書

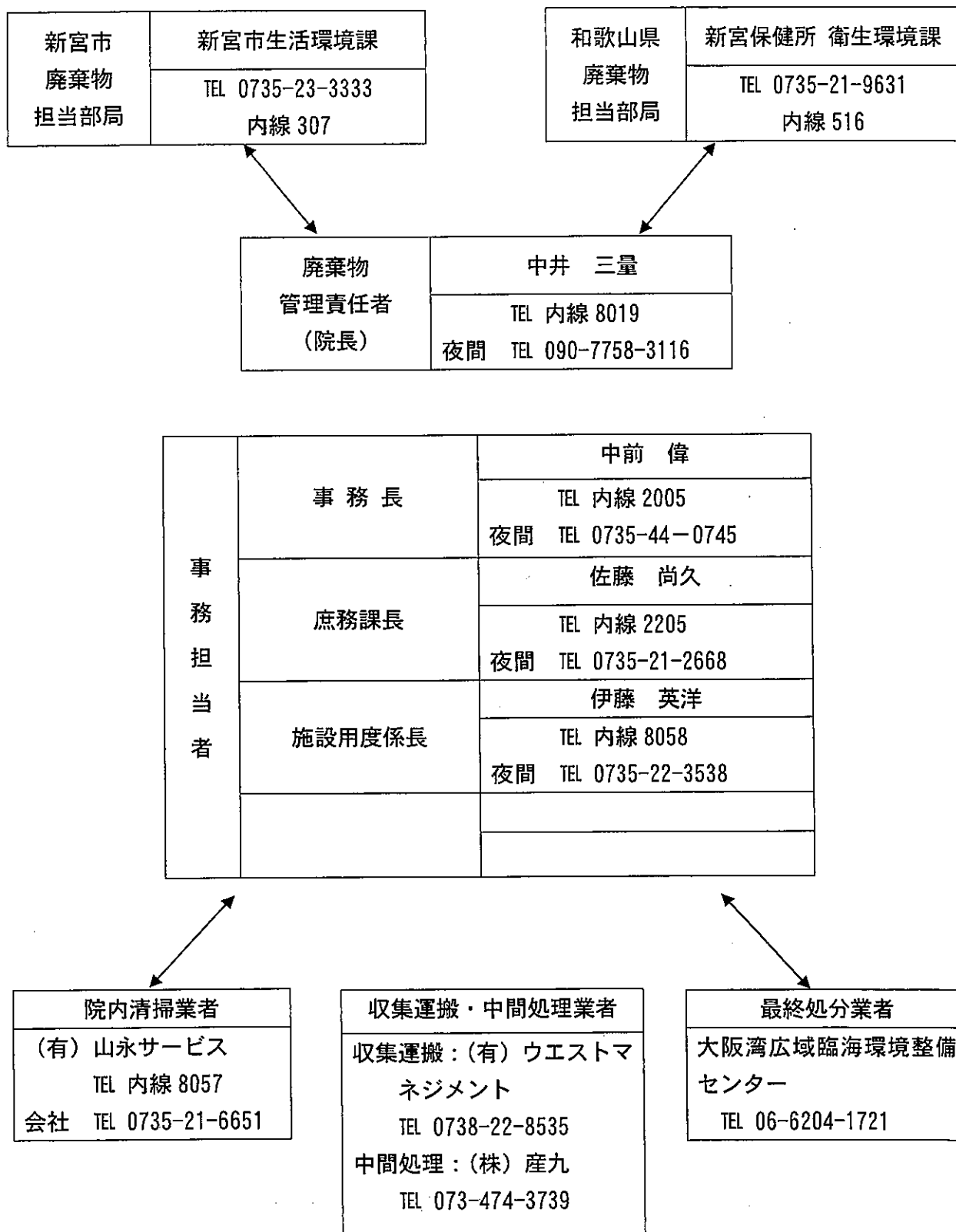
平成30年6月

新宮市立医療センター

1. 感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

管 理 項 目		処 理 の 概 要		
発生状況		発生場所	廃 棄 物 の 種 類 (1日あたり)	
		外 来	注射器 (70 本)、ガーゼ (200 枚)、包帯 (25 本)、輸血器具 (3 セット)、透析器具 (31 セット)	
		病 棟	注射器 (350 本)、ガーゼ (1,500 枚)、包帯 (100 本)、輸血器具 (15 セット)、透析器具 (3 セット)、組織 (1.5kg)	
		手術室	注射器 (70 本)、ガーゼ (1,000 枚)、包帯 (15 本)、輸血器具 (5 セット)、組織 (2.5kg)	
		検査科	注射器 (50 本)、ガーゼ (10 枚)、ガラス器具 (1.0kg)、血液 (3 ℓ)、培地 (1.0kg)	
		放射線科	注射器 (30 本)、ガーゼ (50 枚)	
		計	注射器 (570 本)、ガーゼ (2,760 枚)、包帯 (140 本)、ガラス器具 (1.0kg)、輸血器具 (23 セット)、透析器具 (34 セット)、血液 (3ℓ)、組織 (4.0kg)、培地 (1.0kg)	
分 別		液状又は泥状物 (血液、組織、器官等) 固形状物 (血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物 (注射針、メス、ガラス片等)		
梱 包		プラスチック容器 (液状又は泥状物) 二重ビニール袋入りダンボール箱 (固形状物) プラスチック容器 (鋭利な物)		
表 示		液状又は泥状物 (バイオハザードマーク : 赤) 固形状物 (バイオハザードマーク : 橙) 鋭利な物 (バイオハザードマーク : 黄)		
委 託 処 理 等	院内の清掃	業者名	(有) 山永サービス	
	収集・運搬	業者名	有限会社 ウェイストマネジメント 代表取締役 池内 清	許可番号 排出地 (和歌山 3065035836)
	中間処理	業者名	株式会社 産九 代表取締役 山本 敦弘	許可番号 (7270114588) 中間処理方法 (焼却) 設置場所 (和歌山市湊字青岸坪 1352)
	最終処分	業者名	大阪湾広域臨海環境整備 センター	許可番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工 規則第10条の3第6項による産業廃棄物業の許可を要 しないものに該当する。 処分地 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

2. 緊急時の連絡体制に関する事項

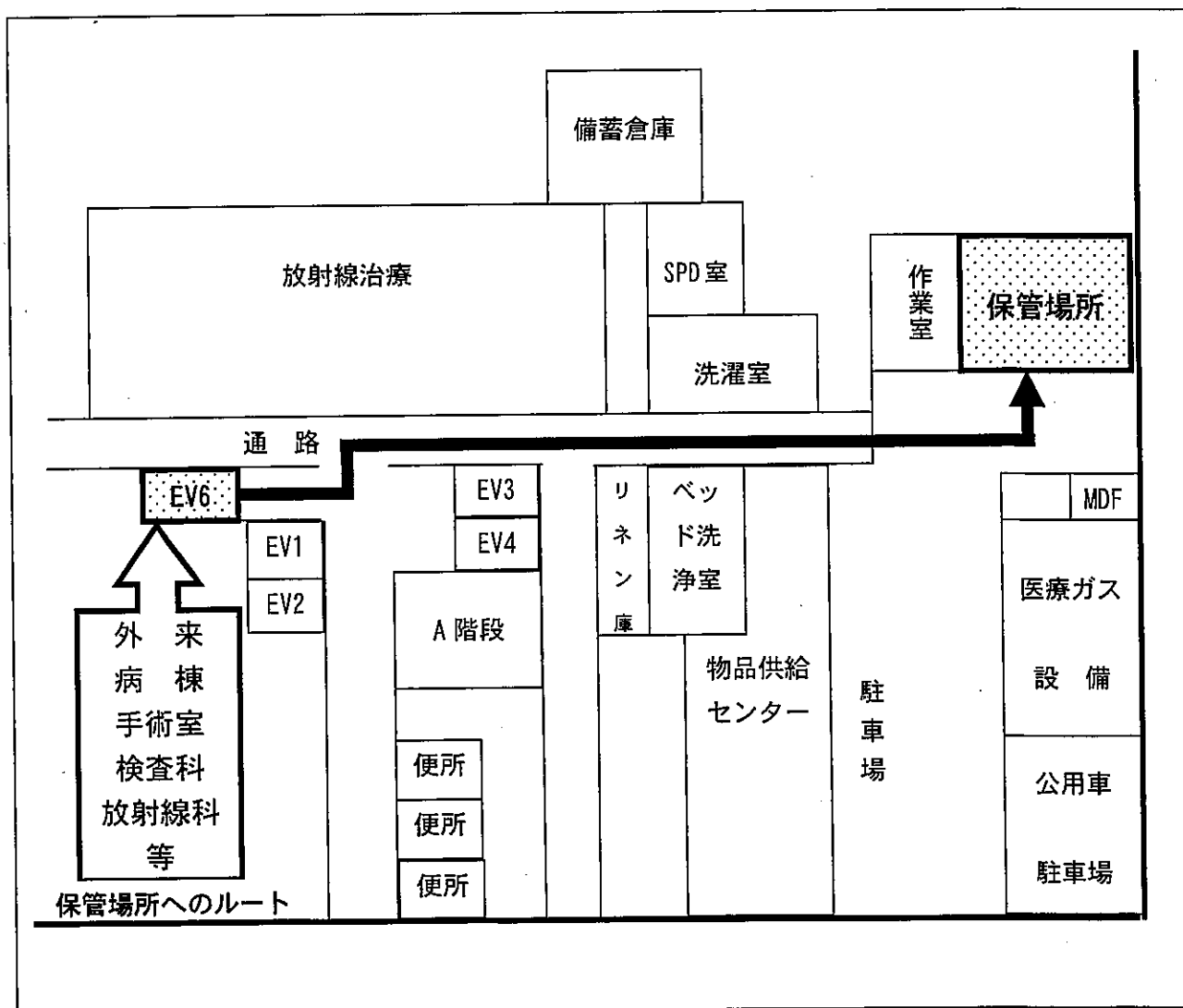


3. 保管方法に関する事項

(1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

	密閉容器		ダンボール箱	ビニール袋
材質	プラスチック		ダンボール	ポリエチレン
寸法	50 リットル	20 リットル	60 リットル	650mm×900mm
色	白	白	白	赤

(2) 保管場所の略図（地下1階）



4. 収集・運搬に関する事項

感染性廃棄物の搬出予定（毎週火・金搬出）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数 (回)	8	9	8	8	9	9	9	8	9	9	8	9	103
搬出量 (KL)	45.0	50.7	45.0	45.0	50.7	50.7	50.7	45.0	50.7	50.7	45.0	50.7	580

5. 中間処理に関する事項（委託業者）

中間処理の方法

処理方法：焼却	処理能力：合計 24t／日	運転時間：24 時間／日
焼却炉の方式	豎型火格子方式 バーチカル炉（プランテック社）	
焼 却 温 度	900℃以上	
排気ガス処理設備	プレコート式バグフィルタ	
熱しゃく減量	0.8%	
排水処理設備	無放流	

6. 廃棄物処理委託契約書（写）・・・・・・・・別紙

7. 許可証（写）・・・・・・・・・・別紙

- ① 収集・運搬
- ② 中間処理
- ③ 最終処分